

コンタクトレンズ検査料

(厚生労働省の告知に従い掲示します)

1. 初診料: 291点

再診料: 75点

コンタクトレンズ検査料1: 200点

2. 当院または南東北眼科クリニックにおいて過去にコンタクトレンズ検査料を算定した場合は再診料になります。

※コンタクトレンズ装用のため受診された方であっても、厚生労働省が規定した疾患がある場合は通常の保険点数になります。

3. 診療担当医氏名及び眼科診療経験

小林 奈美江 : 平成15年4月から

(令和7年現在)

上記につき、ご不明な点はご説明致しますので、申し出ください。